

はい。

○ 矢野委員

それで考えればよろしいということですね。そうすると、国民年金の被保険者数を分母として、何割が保険料を払っているかということになると、70%よりずっと低いということですね。76.3%の73%ということですか。そう考えてよろしいわけですね。そうすると、暗算で56%、本来払うべき人の60%弱になりますか、五十数%が払っていると。つまり四十数%の人は払っていないと、こういうふうに考えていいわけですか。マクロ的にきちんと理解しておきたいので。

○ 坂本数理課長

矢野委員がおっしゃいますように、被保険者全体から見たという場合には、そのようになるわけでございます。ただ、免除者というのは、保険料を納める義務がないということでおきています。

それから、先ほど免除者数のところで、もう一つ、学生納付特例の数を言うのを忘れました、恐れ入ります。平成12年度から学生納付特例が始まっています、平成12年度におきましては、134万8,000人存在するというところでございます。

○ 宮島部会長

本来という言葉をどう見るか、もともとの母集団として大きいところと、法律で免除を認められている人も含めるかどうか、その辺、考え方といいますか、見方に少し違いがあるかもしれません。

○ 大澤委員

同じ資料の7ページのところなので関連してお伺いしたいのですが、厚生年金の被保険者数というのもだんだん減ってきてているというのがこれで見ると非常にはっきりしているのですけれども、2号と3号が込みになっているので、2号、3号の対比みたいなものがわかると便利だなというふうに思ったこと。

それから、7、8ページの資料は、1号で払っていない人がいることが、2号にどういう影響を与えていたかというような問題意識もあるらうかと思います。ところで過去の改革の中では、例えば3号が全員1号になった場合に、つまり1号と同じ定額保険料を払った場合に2号の保険料率がどれだけ軽減できるのかという計算もなさっていたと思うので、そのような資料をいただければ、我々の議論に資するのではないかと思います。

そして、2号と3号が減ってきてているということは、これは単に不況で失業者が増えているというだけでなく、雇用者の中での第2号被保険者の比率もこの10年で5%ポイント

トぐらい下がっているわけですので、これは男女ともに 5 % ポイント 10 年で下がっていると思いますけれども、雇用者でありながら 2 号になっていない人はどこにいるのかということが関心が持たれるところです。

○ 宮島部会長

今、ご意見の部分と資料についてのご質問の部分が改めてございましたけれども、何か。

○ 坂本数理課長

厚生年金の 2 号と 3 号の内訳ですが、平成 7 年度につきましては、4,409 万人のうち 3,370 万人が 2 号でございます。残りが 3 号、1,039 万人ということになります。

それから、平成 12 年度におきましては、2 号が 3,270 万人ということでございます。3 号は残りの 987 万人ということになります。これからしますと、2 号の減少率が △ 3 % 、3 号の減少率が △ 5 % ぐらい、このような状況になっております。

3 号を 1 号に換算した場合にどうなるかということにつきましては、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○ 矢野委員

先ほどのご説明についての追加の質問ですが、二つありますて、未加入者について推定値でもいいのですが、わかっている範囲で話していただきたいということが一つ、もう一つは、未納者について数字がわからないという話でしたが、これから督促をいろいろなさっていくのに、数字がわからないでできるのかという疑問を持つわけなんですが、正確な数字は難しいかもしれませんけれども、大体どれぐらいのボリュームなのかということについて、推定値になるかもしれません、お話をいただきたいと思います。

○ 十菱社会保険庁企画課長

まず未加入者でございますが、これは実態調査で 3 年に 1 回推計をするということでございまして、直近のものは平成 10 年の「公的年金加入状況等調査」ということで、若干古い数字ですが、第 1 号の未加入者 99 万人という数字がございます。

未納者は、未納者というものをどう定義するかにもよるわけでございますが、実態調査を行うときにこれも把握しております、2 年間保険料の納付がない方という定義で未納者を把握するということをやっております。こちらの方は、平成 11 年の国民年金被保険者実態調査が最新のものでございまして、これによります未納者は 265 万人、こういう数字が出ております。

○ 宮島部会長

解釈は別にいたしまして、数字のことで何かありますか。渡辺委員。

○ 渡辺委員

7ページの表で、拠出金按分率のご説明をいただきましたけれども、これを見ると、国民年金の検認率が下がっているにも関わらず、拠出金按分率はほとんど変わってなく、1ポイント程度下がっていますね。厚生年金は先ほどお話があったように、被保険者数が減っていることもあるって按分率は変わらないと。むしろ共済年金が1ポイント増えている。

これをどう解釈すればいいかというと、一つは検認率は下がっているけれども、その理由は、先ほどお話あったように、いわゆる職権適用が増えたから下がった。つまり実質上の納付者の数はそれほど減ってないと解釈すべきなのか。あるいは厚生年金の被保険者は相当減っていますが、これはいわばリストラ等を中心の原因とするならば、それによって国民年金の被保険者が増えたというふうに解釈すべきなのか。あるいは共済年金の按分率がわずかながら増えているということは、国家公務員、地方公務員、私学共済だと思うのですが、この部分で言いますと、非常に俗な言い方をすると、共済年金が一番その分では損をしているといいますか、割を食っているというか、そのような解釈が成り立つと思うのですが、それについていかがですか。

○ 坂本数理課長

今、渡辺委員がおっしゃいました要因すべてが複合的に影響しておると考えるところでございますが、一番大きい原因是、未適用だった人を加入促進により、適用した結果、未加入が増えていると。それで実質的には余り変わっていないというところが一つの大きな要因ではないかと考えられるところでございます。

それから、共済年金の方にしわよせがいっているのではないかということですが、実際、小数点以下を計算いたしますと、11.5ということになって、前年は11.4だったのでございますが、11.5ということで、四捨五入の関係で12になったと、その程度でございます。したがいまして、余り大きな変動はないということは言えようかと思います。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。まだ、もう少しご意見あると思いますが、後ほどの議論で若干していただくこともよろしいかと思います。

最後、これは私もお願いしたい点でございますけれども、分析が大変よくできているので、あとは実行あるのみという感じでございます。

○ 大山委員

5ページ、6ページに厚生年金の財政見通しが載っているのですが、この中の支出合計、2000年度は国庫負担が3分の1ですから金額が違うと思うんですが、先ほどから出ている

資料で言いますと、8ページの厚生年金基礎年金拠出金9.1兆円とありますね。3分の1と2分の1では違いますから、2000年度について、支出合計の中に9.1兆円前後含まれると考えていいですね。

○ 坂本数理課長

はい。

○ 大山委員

そうすると、2020年とか2025年といった場合に、全額国庫負担になった場合にどうなるか。支出合計の中には、厚生年金の基礎年金拠出金が当然2060年でも入っているわけでしょう。その割合といいますか推計、どういう計算をしているのか、お願いしたいのですけれども。

○ 坂本数理課長

支出合計のうちの基礎年金拠出金が幾らであるかということにつきまして数字をご紹介させていただきますと、2000年度は支出合計28.1兆円のうち9.5兆円が基礎年金拠出金と見込んでおったところでございます。2025年につきましては、恐れ入ります、ちょっとお時間いただけますでしょうか。

○ 杉山委員

質問ですけれども、手帳送付による強制適用というときの手続は、手帳をその人に送つただけなのか、それとも手帳を渡したときにちょっとした説明があったのか、教えていただけませんか。

○ 渡邊社会保険庁年金保険課長

未納者の方に何度か訪問をしたりして勧奨するわけですけれども、その結果、なおかつ届出が出てこないものに対して、直接手帳を送付し加入に結びつけるという方法をとっております。

○ 宮島部会長

それでは、大山委員の質問は、後ほど、今日中に間に合えば、ざつとした数字は示していただきことにいたしまして、資料の説明と質疑につきましては、ここで区切りをつけさせていただきます。この後、論点整理案に沿って総括的なご議論をお願いするわけでございますが、まず初めに事務局から、前回以降提出された意見を含めて、その後、変更点についてご説明をいただきます。今、数値がわかりますか。

○ 坂本数理課長

恐れ入ります。大山委員、御質問の件でございますが、2025年度におきましては、支出

合計が71.2兆円に対し基礎年金拠出金が26.1兆円というウエイトでございます。よろしく
うございますでしょうか。

○ 宮島部会長

それでは、総務課長、お願ひいたします。

○ 高橋総務課長

資料3-1でございます。これは前回、検討項目と論点、委員の方々の意見の大まかな
ところは大体ご説明しておりますが、今日は前回やったものについて、その後、委員の方々からペーパーでご意見をいただきて修正を加えたもの、前回の議事でご発言によって追
加あるいは修正のあったもの、これをアンダーラインで加えております。すべてにつきま
して、私の方からいちいちご趣旨を説明するのも何ですので、主だった点だけかいつまん
でご説明申し上げます。

まず2ページでございますが、これは年金制度改革の基本的な視点をどう考えるかとい
う論点ですが、2ページの下の方に、新たに括弧を起こしまして【成熟した社会における
公的年金の役割を再考する必要がある】と、これは若杉委員のご意見でございますが、今
日ご出席ではございません。中身を申し上げますと、かつての産業のあり方とは変わっ
ていて、少し年金制度のあり方を見直すべきというようなご趣旨だと理解をいたしてお
ります。

それから、次の3ページでございますが、これは順番を入れ替えております。前回の堀
委員のご意見に従いまして、社会保険方式と税方式の方を先に立てて、賦課、積立の話は
後に持ってきておりますが、【社会保険方式を維持すべきとする意見】というところで、堀
委員は、単に社会保険料か税かという財源論ではなくて、方式のやり方、社会保険システ
ムか社会扶助のようなものなのかということで、そういった格好で整理をするべきという
ご意見をいただきております。

それから、一番下でございますが、【基礎年金は税方式によるべきとする意見】につきま
して、岡本、矢野委員、大山、山口、小島委員からご意見をいただきております。

最初の岡本、矢野委員は、基礎年金についてはすべての高齢者の基礎的な生活費の保障
を行うものとして賦課方式の財政方式が適当であり、次の改正では、国庫負担2分の1に
引上げ、その後に全国民が広く薄く負担する間接税によるべき。

それから、大山、山口、小島委員のご意見は、すべての住民を対象とした普遍主義の原
則からということでご意見が修正されております。

5ページでございますが、何点かございますが、これはご意見の明確化ということで修

正がなされております。6ページも同様でございます。

7ページでございますけれども、これは今日提出の資料とも関係するポイントでございますが、7ページの真ん中あたりでございますが、岡本委員から、委員意見の欄の真ん中あたりにあります【厚生年金保険料の基礎年金に対する部分と報酬比例部分を分離すべき、もしくは負担の内訳を明確化すべき】というご意見をいただいています。中身は記載のとおりでございます。岡本委員のご意見は、論点そのものとして、論点の欄に「年金給付の構造（所得比例、所得再分配）についてどう考えるか」と書いてございますが、それに加えて、この部分にちょうど該当するかと考えておりますが、「現行制度の基礎年金拠出金についてどう考えるか」という論点を加えるべきとのことです。それについての数字は先ほどお示ししたとおりでございます。

それから、山崎委員から追加でございまして、今、申し上げた下に、基礎年金拠出金について、これは被用者制度間の話ですが、応能負担とすべきとする意見、8ページ、9ページ、若杉委員、この辺はご趣旨の明確化ということで修正しております。

11ページでございますが、ここは保険料負担のあり方ということで、最終保険料の水準と到達時期、最終保険料の引上げの仕方ということにつきまして、杉山委員から2点ほど追加をいただいております。これは前回も出ておりますが、若干明確化をしてということでございます。

13ページ、既裁定年金についての取扱いですが、近藤委員から追加でございますけれども、最初の【既裁定年金についても適正化を検討すべきとする意見】の最後の意見、平均余命の伸びに応じて既裁定年金を減額するのはできるのではないか。

15ページでございますが、基礎年金の国庫負担の話でございますが、意見整理の2番目のところで、【国庫負担水準については国庫負担の意義や財源の議論をした上で検討】ということで、これは翁委員からですが、国庫負担の意義、財源の議論と切り離しての水準引上げの議論はなかなか難しいのではないかというご意見。

16ページでございますが、似たような話になりますが、大山、山口、小島委員から、ご意見が追加されておりまして、基礎年金の財源は税方式とし、2分の1までは一般財源、3分の1は目的間接税、残り6分の1は事業主の責務を引き続き果たすべきとの観点から、事業主から社会保障税による徴収を行ってはどうか、それから、堀委員から、国庫負担引上げについては、税目の明示についてある程度議論をしないと、あとは赤字国債でいいではないか、というような議論に流れてしまうのではないかというようなご意見をいただいております。

17ページの遺族年金・障害年金、18ページ、19ページ短時間労働者、この辺は趣旨の明確化なり、若干の修正ということで、ご意見をいただいております。21ページもそうです。23ページもそのような感じでございます。これは再掲でございます。

それから最後の25ページ、先ほど議論がありました国民年金の保険料徴収にからめての問題ですが、追加でございまして、保険料の時効についてどうするか。【保険料の時効の延長を検討すべき】とのご意見は前回2点いただいておりますので、ここで加えております。

それから、杉山委員からは、【年金についてのアドバイスを通じて保険料納付を促進していく】というような、徴収面ではなくて教育面に少し配慮をせよというようなご意見の追加があったところでございます。

以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。無論、これは皆さんからいただいた意見を整理してとりまとめたわけでございまして、一字一句そのままになっているかどうか、私は確認しておりません。もし必要があれば、後ほど少しご意見をいただきたいと思いますが、全体について少し議論いただく前に、前回、ご出席の委員の方からは論点をまとめるに当たっての総括的なご意見を一応伺っておりますので、本日は時間が押しておりますから、簡潔にということでお願いしたいと思いますけれども、前回欠席された委員から、今井委員、大澤委員、大山委員、渡辺委員の順で、5分程度で大変申し訳ございませんが、総括的に少しご議論いただければと思います。まず、今井委員からお願ひいたします。

○ 今井委員

今日の資料の7ページのように、1号が全体に増えているということがはっきりしたわけですので、やはりこれからは、財源の厳しさはわかるんですけども、2号、3号といった人と1号とを比べた場合、格差を感じている者としましては、全体に1号に共通した格差の少なくなる方向での政策という方向でいっていただきたいということを実感しました。

あと、最重要課題ということで、男女共同参画社会基本法というものが立ち上がっているわけですから、そういう意味で年金も方向性をはっきり見据えたものにしていただきたいなと思いました。以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。大澤委員、お願ひいたします。

○ 大澤委員

資料3-1に関連してなんですかけれども、まず、この資料は間違ってはいないと、大変正確にかつ誠実につくられていると思います。もちろん我々が出した意見を要約していただいているので、その要約の仕方について細部には、ちょっとこういうつもりでなかつたということもあるかもしれませんけれども、大変誠実に正確にまとめられていると思います。

それで、私自身大変ご苦労いただいたというふうに思っていたんですけども、先週ぐらいでしたか、労働組合の活動家の方で比較的の社会保障の問題に関心を持っている方に、この前回の資料を少し説明して、部会はこんなふうになっていると私自身説明しましたら、結局よくわからないと。それから、最後になって、「今の年金部会は改革する気があるんですか」というふうに言われてしまって、この方は社会保障の問題に比較的の関心があって、勉強もなさっている方の反応ですら、そうだったわけとして、この資料3-1が一般の方の前に出ていったときに、一体何の議論をしているのかわからないというふうになりかねない。

その理由の一つは、資料のつくり方からして仕方がないんですけども、かなり大きな抜本的な問題と、それから比較的小なこと、それから前回の改革で積み残しになっていることとか、法律には盛り込まれているのに実施されていないこととか、そういう小さいことがかなり並列の形になっている。もちろん目次もまとめていただいているから、大きい中でのそれぞれの論点なんだと、注意深く読めばわかるんですけども、しかし、なかなかそこまで読んでくださる人は少ないので、この部会の議論を克明に追っかけて、それぞれの委員が提出したペーパーもよく読んでいただいている方には、今回の部会は大きな思い切った改革に向けて一生懸命議論しているというご理解があるとは思いますけれども、それをより広い方々に理解していただく上で、この資料3-1の作りでいいのかどうかというと、それはかなり疑問に思われるということです。

今回はこういうふうにしておいても、今後、一般の方、国民に広く議論を呼びかけていくときの資料なり、たたき台の出し方はかなり工夫が必要なのではないかというふうに感じた次第です。

他方で、今朝の新聞等にも、経済産業省は独自案を出して、保険料率は20%に固定し、給付額は12%カットする、積立金を取り崩して2年分だけ残すようにするというような、こういったものがどんどん報道されまして、よその省は、そういう思い切ったものを出しているのに、厚労省の年金部会は一体何の議論しているのか。あれこれ意見が分岐してい

るということを並列した結果として落ち着きどころというのは、前回や前々回と同じように微修正にとどめようというようなことになりはしないかというふうに、そういう雰囲気といいますか、見方がもし定着していってしまうとすれば、我々非常に熱心に議論しておりますので残念なことではないのかという気がいたしました。

最初のところを読めば、基本的な視点として、将来にわたって不信感や不安感を払拭するような思い切った改革が必要だということは大勢を占めていると思います。総論はそうでも、各論のところで、例えば中長期的にという限定をつけられている委員はいらっしゃいますから、そういう方はもしかすると現状維持というふうに区分できるのかもしれないのですけれども、大勢は、将来にわたって不信感や不安感を払拭するために思い切った改革が必要であるというような気がします。大きなメッセージとしてそういうまとめはできないのかどうかという気もしております。ただ、現時点ではそれが時期として適切かどうかについては、さらに慎重な判断を必要とするかなというようなところでございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、大山委員。

○ 大山委員

年金制度について考える場合に、最初のころ申し上げましたけれども、公助・共助・自助ということで考えていくべきだと思っております。社会保障制度としての年金については、とりわけ今の時点では公助と共助の部分についてどうするかを議論するべきだと。いわゆる私的年金の問題もかなり挙がっておりますけれども、この間、年金制度が改定されるたびに、かなり以前には労働組合が個人年金、いわゆる団体年金を活用してそういう自助努力をするということはありましたし、それから、現在の時点では企業年金が大幅に変わるものの中で労使ともにその自助における制度をどうするかということを現在具体化をしている最中でありますので、これは単に1年ができるとか2年ができるということではありませんので、そういう点ではこの議論は、公助と共助の部分についてしっかりと議論していくべきではないかと思います。

その上で、公助という関係でいった場合には基礎年金をどうするかという問題があります。国民年金の空洞化の問題についてはいろいろな資料が出ているわけでありますが、厚生年金についても組合員からも聞いておりますし、それから、大変苦しい中でも社会保険の関係についてきちんとやっている経営者からも様々な話を聞いておりますが、本来、厚生年金加入でなければならぬ事業所について必ずしもそうではない雰囲気があると。厚生年金に加入しないければ、事業主負担が減少するというようなことがちまたで言われ

ているというようなこともありますて、そういう点から見た場合には、私は二つの点が必要ではないかと思っています。

一つは、雇われる者について、基本的に厚生年金なら厚生年金という制度にきちんと入ること。これからますます雇用形態が多様化すると言われているわけでありますし、それから、必ずしも最初からスタートする企業が一定の規模を持っているわけではありませんので、そういう点では短時間労働者の問題や五人未満の個人事業主、そういう点について、いわゆる雇われている者については均等に扱うという制度をいかにこの中でつくり上げていくかというのが重要だと思っています。

もう一点は、そういう事態が起こっている中で、基礎年金の問題について、公助という観点からきちんと税金で行うという方向で議論をしていく必要があるのではないかと思っています。

それから、給付と負担の関係でいきますと、当然、私たちは実際に受給している高齢者の皆さんに、今の年金の財政状況についていろいろ説明をして理解を得るためにには、それは現役世代が社会保険において負担をしている保険料がこれからきつくなっていくということのバランスをきちんととっていただきたいと言うことが、説得をするためには非常に重要ではないかと考えています。そういう意味では、一般的に給付の切下げではなくて、きちんと可処分所得同志の比較で、受給者の理解を得るような議論をしていくべきではないか。

それから、同時にあくまでも負担と給付の関係では、現役世代と受給者、いわゆる高齢者の関係になりますけれども、同時にもしそれだけでは非常に不十分だ、なかなか制度的にやっていけないということになれば、同世代のお互いの分かち合い、いわゆる受給者、高齢者同士の分かち合いということで考えていくべきではないかと思います。そうなれば、当然税金を総合課税に変えることとするか。主たる収入がなくなった時点で、今の年金制度の仕組みは、現役時代における収入にかなり左右される分がありますから、その辺を所得再配分によって調整をする。ある意味で言えば、これから給付の関係については、現役世代と受給者という問題もありますが、さらにそれでは制度が維持できないということであれば、いわゆる同世代における関係について理解を求めるためにはどうしたらいいのかという議論が必要だろうと思っています。

最後になりますが、先ほども大澤委員からお話をありましたように、全般的なことにつきましては、この資料でまとめられておりますので、ここは年金制度について議論をしているわけですが、若い世代の就職率の問題とか、そういう問題を踏まえた場合には、将来

的に年金制度がどうなるのだろうかという問題がありますので、その辺からも、できれば、厚生労働省あるいは国全体の施策に対して、この年金部会から要望等を発することができればいいのではないかと思っております。以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは渡辺委員、お願ひいたします。

○ 渡辺委員

私は初会合、第1回目の年金部会で申し上げたのですが、今度の2004年財政再計算に向けてテーマがたくさんあると申し上げました。大きなテーマから小さいテーマ、各論に至るまで。そういう意味では、今度の私たちの果たすべき役割は、大きなことも当然でありますし、ある意味では非常に細かいことまですべてについて、およそ年金に関するることは言及すべきであると初会合でも申し上げました。

そういう観点からいきますと、今回のこのまとめ、確かに非常によくまとまりすぎている部分はないわけではないのですが、まず論点項目といいましょうか、論点の構成も、私はこれでいいのではないだろうか。各委員のいろんな意見が出ていまして、もちろん個人的には各意見に対しては意見がございますが、まとめとしてはよろしいのではないかと思います。

ただ、そういう中で、私は論点項目のうち7番目、つまり公的年金と私的年金の役割、この論点整理で言いますと23ページでございます。これは私自身もまだ意見を出してなくて、余り生意気なことは言えないのですが、ここがちょっと足りないのではないかという気がいたします。

私自身も意見をまとめている最中でございますけれども、特に企業年金につきましては、今、急がれているのはまさに各論でございまして、新しい仕組み、つまり確定拠出あるいは今年4月からの確定給付企業年金というのが始まったわけですが、今、民間企業は非常にここで苦しんでおります。例えばこの中で一つ、24ページの最初ですが、岡本、矢野両委員からの具体的な提案がございますが、今、まさにこういったことが急がれていますし、さらに言うならば、厚生年金の代行返上が認められたわけでありますが、代行返上の将来分はすぐにでも認められているわけですが、過去分についての代行返上のルールというのを決めなければいけない。これによって民間企業に対して非常に大きく影響するといった問題もあります。私はこの年金部会というのは当然企業年金についてもかなり具体的に踏み込んだ意見提出をすべきだと考えておりますので、もし許されるならば、私自身もまた改めてここに意見を出したいので、この部分がもうちょっと充実してほしいと思います。

さらにもう一点だけ言いますと、さらにはほかの検討項目がないかと考えてみた場合には、公的年金の一元化の問題がございます。一元化につきましては、とりあえず2004年まで残された課題は、国家公務員と地方公務員共済の財政単位の一元化というテーマが約束されているというか、やらなければいけない項目が挙がっていますが、これについては別途検討委員会があるわけでございますので、これについてはここで当面議論する必要はないのかなと思います。

そういう意味から言いますと、項目として、私はおよそすべて揃っているのかなと。ただ、企業年金についてもう少し意見を提出すべきかなと。以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、ここで若干休憩をとりまして、25分から再開したいと思います。それで、1時間ほど、最後の論点整理について、それぞれ順を追って、またご意見を伺うことにいたします。それでは、25分に再開いたします。

(休憩)

(再開)

○ 宮島部会長

議事を再開いたしますので、ご着席のほどお願ひいたします。

それでは、あと1時間ほど時間ございますが、この1時間の議論で、決着をつけるというようなことは無論考えておりません。この論点の整理案として、こういう形でよろしいのかどうかということと、もしその論点整理の際、どうも趣旨がはっきりしない、あるいははっきり言えば、もう少し議論をしなければいけないところがあるのではないか、そういう点がございましたら、皆様方のご意見を順次伺っていきたいと思います。

なお、先ほどの資料説明の際の議論、その後の四人の方の意見陳述、これから議論を含めまして、この論点の整理案に、さらにそれを今後入れ込むべきこと、若干修正を施すことにつきましては、私と神代部会長代理にとりあえずお任せいただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは早速、順を追ってまいりますが、改革の視点、若杉委員のやや前提的な話が加わりましたが、何かここについて、特にご意見なり、ご議論を必要とするという点がございますでしょうか。

○ 矢野委員

国民的な議論を呼び起こすという意味で、わかりやすいメッセージが必要だと思うんで

すね。そういう意味で、私自身の意見として、あるいはほかの方のご意見の中にもいろいろと出てきている点ではあります、制度改革の軸足をどこに置くかということをはっきり言う必要があると思うんですね。これはもちろん制度を持続させるためにどうするかという前提でありますが、負担に軸足を置いた改革ということを強くメッセージとして発信して、それをもとに議論を巻き起こすことが必要ではないかと思いますので、ほかの委員の方々のご意見も伺いたいと思います。

○ 宮島部会長

何かご意見ござりますでしょうか。

○ 渡辺委員

今のご意見も確かにわかるのであります、私自身は負担に軸足を置くというのはやや反対でございます。といいますのは、前回、つまり1999年年金財政再計算のときに、当時の指標としては、負担面からの制約ということを余り強調しすぎて、「五つの選択肢」というのを国民に示したわけですが、いずれもまず負担面を前面に出し、その後に給付はこうなるといったような選択肢、私はあれは、ある意味では国民の年金に対する信頼といったものをやや損ねたという印象を持っておりますので、もちろん負担のあり方は最重要課題の一つでありますが、負担と給付をセットにして出す必要があるのではないかだろうか。そうしないと、また私自身としては、同じことの繰り返しになってしまふのではないか、負担が決して重要でないという意味ではございません、軸足を余り置きすぎると、4年前、5年前といいましょうか、前回の財政再計算の轍を踏むのではないかと思っています。

○ 宮島部会長

ほかにござりますでしょうか。これは先ほど大澤委員のご質問に少し関わることでございますけれども、これはまず総括的な論点の整理でございます。そして、この皆様方のご意見の中で、おのずとその方向性なり、それが向くところというものは読み取れるということは私は必要だと思いますが、この段階において、年金部会として一つの明確なメッセージを送るということになりますと、これはそれぞれの委員の方々の基本的な了承といいますか、それをとりながら進める必要がある。それは私はまだ時期尚早と考えております。もう少し議論が進む中で、もう少し具体的な制度設計などを含む中で、その点は具体的に見えてくる部分が恐らくあるのだろうと思います。しかし、私は皆様方の意見がどのようなものであり、どのような論点が指摘されているかということを、できるだけ今の段階では網羅しておきたい。

そして、確かに大澤委員が言われるよう、中身の読み方は難しいのかもしれませんし、

私が見ていると、マスコミの方は、我々が考えていることとは大分違ったことを絞り込んで発表されるようなことがあって、そうかなと自分でも思う時がありますけれども、その読み方はいろいろあると思います。確かにこれまでの議論を丹念にフォローしてみませんと、どこで今度新しいものが出てきたか、これはなかなかすぐにはわかりにくいかと思いますが、私は今回議論を整理する中で、それなりに今までの議論とはやはり違っているもの、考え方なりはかなり出てきていると思います。恐らく委員の方々はできるだけ明確な形でメッセージを送るということをお考えであることは私も重々それは承知しておりますけれども、この段階はとにかく論点をきちんと整理しておきたい。年金部会として十分審議を尽くし、ご意見をいただき、そしてこの段階でメッセージを送るためにどこかを大幅に切り捨てるというようなことは今の段階ではまだしない。そういうレベルであると私は理解しておりますので、全体のあり方についてはご了承いただきたいと思っております。

それでは、次の「2. 公的年金制度の基本的な考え方、体系」の中の、特に制度、財政方式、体系というところに関わる点でございます。ここはこれまでいただいた中でも最も論点的にも豊富であり、また基本的な考え方という点で、委員の間で異なった見解が示された分野でもございます。ここにつきましては、本日の資料の説明の際に、積立金の水準のあり方について若干議論をしていただきました。また、基礎年金部分と厚生年金の所得比例部分、この間の財源的な関係はどうなっているかということも新たな論点に沿いましてご説明をいただいた点でございます。小島委員。

○ 小島委員

今の公的年金の基本的な考え方・体系のところですけれども、論点整理の方は4ページになります。ここで強調したいのは、前回のところでも発言をしましたけれども、国民皆年金制度という意味合い、そこをどう理解をするかということです。私たちはあくまでも皆年金制度を維持するべき、それを実質化すべきだという意味で、こういう意見を述べております。今の国民年金、特に第1号被保険者が定額保険料方式があるために、未加入、未納あるいは免除というような形で実質的に第1号対象者で保険料を負担しているのは6割程度です。納付をしている人がだんだん少なくなっているという現実を見た場合に、これが皆年金として維持されているのか、その本質の意味合いを強調すべきでないかという意見です。そういう視点で、将来的には税方式を目指すこと以外に皆年金を実質的に維持することはできないという趣旨であります。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。今の小島委員の意見、これまで何度も何度かここでいろんな形で

は表明されているようでございますが、今的小島委員のご意見に対して何かご意見があれば伺っておきたいと思います。これは論点整理の段階でございますので、もともと考えが違うという人は無論あることは承知でございますけれども、今、「皆年金」ということが、特に取り上げられておりますので、何かこれについてご意見ございますでしょうか。

それでは、こういう論点はもう少し具体的な議論に入る中で、改めてまた取り上げていきたいと思います。

あと、いかがでしようか。

○ 堀委員

いま議論しているのは8ページぐらいまでということでしょうか。

○ 宮島部会長

9ページの3. の前までということです。

○ 堀委員

2点ありますて、1点目は意見です。5ページの左側の欄に、「公的年金の一部に積立要素を入れることについてどう考えるか」と書いてありますが、その内容は確定給付と確定拠出のことです。題と内容が違いますので、例えば確定拠出の要素を入れることについてどう考えるか、こういう論点になるのかなという感じがします。この点について後でお考えをお聞きしたい。

2点目は質問です。7ページの真ん中辺に、厚生年金保険料について、1階部分と2階部分の内訳を明確にすることについて書かれています。このことは今日出された資料で大体明確になったと思うのですが、これは情報公開という意味で明らかにするということだけで足りるのでしょうか。もっと政策的なインプリケーションがあるのでしょうか。

これを見ますと、基礎年金分の厚生年金保険料は4、5%ということですが、税方式にすればその分負担が軽くなると、そういうことなのでしょうか。ただ、前から私が言っているのですが、税方式にすれば保険料率は下がるけれども、国民の負担はマクロでは変わらない。単に税負担に振り替わるだけで、負担をつけ回しすることではないかと思うのです。

それと、未納者と未加入者の負担を保険料納付者が肩代わりすることになるため、その分保険料率は高くなることは確かです。しかし、基礎年金の保険料はそれを現実に納付している人が負担するのでなければ、誰が負担するというのでしょうか。保険料を納付しない人の分については、誰かが負担しなければいけないと思うのですが、それについてどういうふうにお考えなのか、その点をお聞きしたいと思います。